

国海環第91号
令和4年12月28日

関係者各位

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課長
(公印省略)

船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約にかかる
船舶検査の方法及び事務取扱要領の一部改正について

標記について、船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約にかかる船舶検査の方法及び事務取扱要領の一部を別添のとおり改正することといたしましたので、ご了解頂きますようお願いいたします。

また、船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第41号)附則第2条第6項において、「令和5年1月1日に、国際防汚方法証書を保有している船舶所有者は、令和6年12月31日までに、改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令(昭和40年運輸省令第39号)に基づく国際防汚方法証書の交付を受けること。」と規定されています。このため、令和5年1月1日より前に当該証書を保有していた船舶所有者は、令和6年12月31日までに、新たな様式の証書の交付を受ける必要がございますので、ご対応をお願いいたします。

なお、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

改正後	現 行	備 考
<p>船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約にかかる船舶検査の方法及び事務取扱要領</p> <p>1. 船舶検査の方法</p> <p>2. 国際防汚方法証書の交付にかかる受検対象船舶</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国際航海に従事しない総トン数 400 トン以上の船舶であつて、国際防汚方法証書(以下「証書」という。)の交付又は裏書を受けようとする船舶 (船舶安全法施行規則第 19 条第 3 項第 4 号に規定する船舶)</p> <p>3. 検査の時期</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証書の交付を受けている船舶の臨時検査 証書の交付を受けている船舶であつて、以下①～④のいずれかに該当する場合は臨時検査を受けなければならない。ただし、当該検査を受けるべき場合に定期的検査を受けるときは、当該検査を受けることを要しない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④ 船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令(令和 4 年国土交通省令第 41 号)附則第 2 条第 6 項に基づき、証書の交付を受ける場合。この場合、上記①と同様の取扱いとすること。</u></p>	<p>船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約にかかる船舶検査の方法及び事務取扱要領</p> <p>1. 船舶検査の方法</p> <p>2. 国際防汚方法証書の交付にかかる受検対象船舶</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国際航海に従事しない総トン数 400 トン以上の船舶であつて、国際防汚方法証書(以下「証書」という。)の交付又は裏書を受けようとする船舶 (船舶安全法施行規則第 19 条第 3 項第 3 の 3 号に規定する船舶)</p> <p>3. 検査の時期</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 証書の交付を受けている船舶の臨時検査 証書の交付を受けている船舶であつて、以下①～③のいずれかに該当する場合は臨時検査を受けなければならない。ただし、当該検査を受けるべき場合に定期的検査を受けるときは、当該検査を受けることを要しない。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令(令和 4 年国土交通省令第 41 号)附則第 2 条第 6 項に基づく国際防汚方法証書の交付手続の追加</p>

改正後			現行			備考																								
<p>4. 提出書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) AFS 関係書類</p> <p>① 以下のいずれかの書類の写し</p> <p>a. 船舶所有者又は造船所の AF 塗料又はシーラーコート*1 発注書</p> <p>*1 <u>有機スズ化合物及びシブトリン</u>が溶け出さないように上からコーティングする塗料</p> <p>b. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 船舶所有者又はその代理の者による本船塗料に関する宣誓書(別記様式)</p> <p><u>防汚方法にシブトリンを使用している場合は、最初に船舶安全法施行規則第 19 条第 3 項第 3 号の 2 に該当することとなる日又は当該防汚方法の使用が開始された日から起算して 5 年を経過する日のいずれか早い日を備考に記入すること。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>建造日</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>サンドブラストにより有害な塗料が除去されている場合には除去さ</td> <td>(複数ある場合は有害な塗料毎</td> </tr> </table>			(略)	(略)	(略)	4	<u>建造日</u>		(略)	(略)	(略)	7	サンドブラストにより有害な塗料が除去されている場合には除去さ	(複数ある場合は有害な塗料毎	<p>4. 提出書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) AFS 関係書類</p> <p>① 以下のいずれかの書類の写し</p> <p>a. 船舶所有者又は造船所の AF 塗料又はシーラーコート*1 発注書</p> <p>*1 <u>有機スズ化合物</u>が溶け出さないように上からコーティングする塗料</p> <p>b. (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 船舶所有者又はその代理の者による本船塗料に関する宣誓書(別記様式)</p> <p>(新設)</p> <p>④ (略)</p> <p>(別記様式)</p> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td><u>建造年月</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>サンドブラストにより有害な塗料が除去されている場合には除去さ</td> <td>(複数ある場合はすべて記入)</td> </tr> </table>			(略)	(略)	(略)	4	<u>建造年月</u>		(略)	(略)	(略)	7	サンドブラストにより有害な塗料が除去されている場合には除去さ	(複数ある場合はすべて記入)	
(略)	(略)	(略)																												
4	<u>建造日</u>																													
(略)	(略)	(略)																												
7	サンドブラストにより有害な塗料が除去されている場合には除去さ	(複数ある場合は有害な塗料毎																												
(略)	(略)	(略)																												
4	<u>建造年月</u>																													
(略)	(略)	(略)																												
7	サンドブラストにより有害な塗料が除去されている場合には除去さ	(複数ある場合はすべて記入)																												

改正後			現 行			備 考
	れた日及び施工施設（造船所）	にすべて記入）		れた年月及び施工施設（造船所）		
8	シーラーコートにより有害な塗料が覆われている場合には覆われた日及び施工施設（造船所）	（複数ある場合は有害な塗料毎にすべて記入）	8	シーラーコートにより有害な塗料が覆われている場合には覆われた年月及び施工施設（造船所）	（複数ある場合はすべて記入）	
9	現在の塗料が塗布された日及び施工施設（造船所）	（略）	9	現在の塗料が塗布された年月及び施工施設（造船所）	（略）	
備考			備考			
<p>II. 事務取扱要領</p> <p>1. 一般事項</p> <p>AFS 条約は船舶安全法で担保していることから一般事項は「船舶検査関係事務取扱要領」2.23 条約証書 2.23.1 及び 2.23.2(4)と同様とする。</p> <p>ただし、I. 船舶検査の方法 7. の船舶の場合、条約証書交付等申請書に代えて適宜証明願を提出させることとし、証書の交付手数料は手数料納付の法的根拠がないので無料とすること。</p> <p>2. 国際防汚方法証書(証書省令第 8 号の 2 様式)</p> <p>(1) 本証書は、国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶及び国際航海に従事しない総トン数 400 トン以上の船舶に対して交付される(証書省令第 2 条第 5 項及び第 6 項)。</p> <p>本証書は、船級協会から証書の交付を受けている船舶については発給しない。</p>			<p>II. 事務取扱要領</p> <p>1. 一般事項</p> <p>AFS 条約は船舶安全法で担保していることから一般事項は「船舶検査関係事務取扱要領」2.23 条約証書 2.23.1 及び 2.23.2(4)と同様とする。</p> <p>ただし、I. 船舶検査の方法 7. の船舶の場合、条約証書交付等申請書に代えて適宜証明願を提出させることとし、国際防汚方法証書の交付手数料は手数料納付の法的根拠がないので無料とすること。</p> <p>2. 国際防汚方法証書(証書省令第 8 号の 2 様式)</p> <p>(1) 本証書は、国際航海に従事する総トン数 400 トン以上の船舶及び国際航海に従事しない総トン数 400 トン以上の船舶に対して交付される(証書省令第 2 条第 5 項及び第 6 項)。</p> <p>本証書は、船級協会から国際防汚方法証書の交付を受けている船舶については発給しない。</p>			

改正後	現 行	備 考
<p>(2)・(3) (例)</p> <p>(4) 「附属書1の規定により規制される防汚方法は、」について</p> <p>① 「この船舶の建造中及び建造後施用されたことはない。」列は、新造船及び既存の防汚方法が新造時より技術基準に適合し、検査に合格した場合にチェック<input checked="" type="checkbox"/>を入れること。</p> <p>② 「以前この船舶に施用されていたが、除去されている。」列は、既存の防汚方法がサンドブラストによって取り除かれ技術基準に適合し、検査に合格した場合にチェック<input checked="" type="checkbox"/>を入れること。このうち、サンドブラストによって取り除かれた日及び施設(造船所)名をI. 船舶検査の方法4.(2)③の宣誓書より英文で転記すること(複数回にわたってサンドブラストによって取り除かれた場合には最終の日及び施設(造船所)名を英文で記載すること)。</p> <p>③ 「以前この船舶に施用されていたが、シーラーで覆われている。」列は、既存の防汚方法がシーラーコートで覆われることにより技術基準に適合し、検査に合格した場合にチェック<input checked="" type="checkbox"/>を入れること。このうち、シーラーコートで覆われた日及び施設(造船所)名をI. 船舶検査の方法4.(2)③の宣誓書より英文で転記すること(複数回にわたってシーラーコートで覆われた場合は最終の日及び施設(造船所)名を英文で記載すること)。</p> <p>④ 「以前この船舶に施用されていたが、その船体、外側の部品又は表面の最も外側の層にはない。」列は、既存の防汚方法がシーラーコートで覆われることなく、シブトリンが船体、外側の部品又は表面の最も外側の層にはないことにより技術基準に</p>	<p>(2)・(3) (例)</p> <p>(4) 「附属書Iの規定により規制される防汚方法は、この船舶の建造中及び建造後施用されたことはない。」欄は、新造船及び既存の防汚方法が新造時より技術基準に適合し、検査に合格した場合にチェック<input checked="" type="checkbox"/>を入れること。この場合、他の<input type="checkbox"/>内はチェックを入れないこと(記入例1)。</p> <p>(5) 「附属書Iの規定により規制される防汚方法は、以前この船舶に施用されていたが○年○月○日に○○によって除去されている。」欄は、既存の防汚方法がサンドブラストによって取り除かれ技術基準に適合し、検査に合格した場合にチェック<input checked="" type="checkbox"/>を入れること。このうち、サンドブラストによって取り除かれた日及び施設(造船所)名をI. 船舶検査の方法4.(2)③の宣誓書より転記すること(複数回にわたってサンドブラストによって取り除かれた場合には最終の日及び施設(造船所)名を英文で記載すること)。この場合、他の<input type="checkbox"/>内はチェックを入れないこと(記入例2)。</p> <p>(6) 「附属書Iの規定により規制される防汚方法は、以前この船舶に施用されていたが○年○月○日に○○によってシーラーで覆われている。」欄は、既存の防汚方法がシーラーコートで覆われることにより技術基準に適合し、検査に合格した場合にチェック<input checked="" type="checkbox"/>を入れること。このうち、シーラーで覆われた日及び施設(造船所)名をI. 船舶検査の方法4.(2)③の宣誓書より英文で転記すること(複数回にわたってシーラーで覆われた場合は最終の日及び施設(造船所)名を英文で記載すること)。この場合、他の<input type="checkbox"/>内はチェックを入れないこと(記入例3)。</p>	<p>国際防汚方法証書の様式変更の反映</p>

改正後	現 行	備 考
<p>適合し、検査に合格した場合にチェック<input checked="" type="checkbox"/>を入れること。</p> <p>⑤ 「以前この船舶に施用されていた。」列は、証書発給日において、既存の防汚方法が技術基準に適合していない場合、最初に船舶安全法施行規則第 19 条第 3 項第 3 号の 2 に該当することとなる日又は当該防汚方法の使用が開始された日から起算して 5 年を経過する日のいずれか早い日を、I. 船舶検査の方法 4. (2) ③ の宣誓書より英文で転記し、チェック<input checked="" type="checkbox"/>を入れること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 「記録の裏書」について 防汚方法を変更又は更新した場合 (5) と同様の取扱とすること。 ただし、(4) のチェック<input checked="" type="checkbox"/>欄が変更となる場合は裏書ではなく、新たな証書を発給すること。 (例) 以下の場合、新たな証書の発給は行われず「記録の裏書」が追記される。 ① 既存の防汚方法と同様の防汚方法とする場合 (同一の <u>スズフリー及びシフトリンフリー塗料</u> に更新する場合)。 ② 既存の防汚方法と異なる防汚方法に変更するが (4) のチェック<input checked="" type="checkbox"/>欄が変更とならない場合 (<u>スズフリー及びシフトリンフリー塗料</u> を変更する場合)。</p> <p style="text-align: center;">(削る)</p>	<p>(7) 「附属書 I の規定により規制される防汚方法は、○前にこの船舶に施用されたが○年○月○日前に除去され又はシーラーで覆われていなければならない。」欄は、いずれの場合も<input type="checkbox"/>内はチェックを入れないこと。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 「記録の裏書」について 防汚方法を変更又は更新した場合 (8) と同様の取扱とすること。 ただし、2. (4) ~ (6) のチェック<input checked="" type="checkbox"/>欄が変更となる防汚方法とした場合は裏書ではなく、新たな証書を発給すること。 (例) 以下の場合、新たな <u>国際防汚方法証書</u> の発給は行われず「記録の裏書」が追記される。 ① 既存の防汚方法と同様の防汚方法とする場合 (同一の <u>スズフリー塗料</u> に更新する場合)。 ② 既存の防汚方法と異なる防汚方法に変更するが 2. (4) ~ (6) のチェック<input checked="" type="checkbox"/>欄に変更がない場合 (<u>スズフリー塗料</u> を変更する場合)。</p> <p style="text-align: center;">記入例</p> <p style="text-align: center;">(全文省略)</p>	

改正後	現 行	備 考
<p>(適用日) 令和5年1月1日から適用する。</p>		

船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約にかかる 船舶検査の方法及び事務取扱要領の一部改正について

1. 改正の背景

船底には、海藻や貝などの海中生物が付着することを防止するための方法（以下「防汚方法」という。）として、殺生物剤を含む塗料をあらかじめ塗っておくこと等が行われている。一方、塗料に含まれる殺生物剤が船体に付着した生物以外の海中生物にも悪影響を与えるおそれがあることを踏まえ、平成 13 年、国際海事機関（IMO）において、船舶の防汚方法として有機スズ化合物を使用することを禁止することとした船舶防汚方法規制条約が採択されたところ。

我が国はこの条約を締結し、船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和 40 年運輸省令第 39 号）及び船舶構造規則（平成 10 年運輸省令第 16 号）に取り入れている。

令和 3 年に同条約が改正され、規制対象物質として「シブトリン」が追加されたことを受け、関係省令について所要の改正を行い、船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 41 号。以下「改正省令」という。）が令和 4 年 4 月に公布されたため、船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約にかかる船舶検査の方法及び事務取扱要領について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- （1）船舶検査の方法について
 - ・改正省令附則第 2 条第 6 項に基づく交付手続を追加する。
- （2）事務取扱要領について
 - ・国際防汚方法証書の様式（第 8 号の 2 様式）について、有機スズ化合物の使用状況とシブトリンの使用状況の記載方法を定める。

3. 施行日

令和 5 年 1 月 1 日